

## 国際障害者年における社協活動推進要綱

昭和五十五年十一月

全国社会福祉協議会

障害者と地域住民、ボランティア、青少年などが共に交流できる場を設定して、行事・レクリエーション・学習・地域活動など、地域事情に即して創意ある企画をたて、仲間意識を深める活動を展開する。

(2) 地域で選択して取り組む活動

それぞれの段階の社協において、単独であるいは協同して取り組む事業を、地域事情に照らして選択し、活動展開をはかる。

障害発生の予防

・母子保健対策の推進

・丈夫な子どもを育てる母親運動の強化

在宅福祉サービスの推進

・ヘルパーの派遣

・食事・入浴・ふとん乾燥サービス

・買物・移動のサービス

・訪問サービス（訪問看護・訪問教師、その他）

・家族に対する協力・援助

作業所の設置促進

・小規模作業所設置・運営の促進（一般雇用

になじまない重度障害者の作業所づくりを行

う）

・障害者の手づくり作品展の開催・展示即売

障害児通園施設の設置・充実

・小規模訓練施設の設置・運営

### 一、趣旨

国際障害者年を真に意義ある年とするために、国連決議による障害者の「完全参加と平等」をめざし、全国社会福祉協議会は、市区町村・都道府県（指定都市）の社会福祉協議会ならびに障害者福祉関係組織をはじめとする種別協議会の協力により、地域社会における具体的な活動を基盤として、障害者（児）の福祉活動を積極的に促進する。

### 二、運動の推進

市区町村社協は障害者及び保護者の協力を得て委員会を設置し、長期及び短期の目標を定め、地域事情に応じて、計画的・組織的に取り組むものとする。全社協ならびに都道府県・指定都市社協は、市区町村社協の取り組みが円滑にすすむよう援助協力する。全社協

は全国共通活動について手引書を作成し、企画推進に便宜を提供する。

### 三、運動の期間

昭和五十六年一月より二カ年を実施期間とし、五十七年末までに長期計画について検討する。

### 四、運動の内容

(1) 全国共通で取り組む活動

障害者福祉マップづくり

障害者が日常生活において実際に参加できる条件をつくり出すため、ハード・ソフト両面にわたる環境を点検し、これを基礎にして、マップ・ガイドブックをつくり、情報提供ならびに改善整備の運動を展開する。

ふれあい広場設置運動

・シヨートステイ・デイケア・リハビリサービス・緊急一時援護施設の設置

雇用の促進

・福祉施設・社協での障害者雇用率の点検及び雇用の促進

・雇用促進の理解と啓発（雇用の機会の確保と処遇の改善）

・技能修得の訓練

（適職メニューの研究）

・世更貸付資金の活用

研究・移動の保障も含めて考える）

・雇用率の点検

生活環境の改善

・住宅改造運動の促進と資金の貸付

・モデルハウスの研究と開発

・身障専用住宅の建設促進

・日常生活用長の開発、情報提供と貸与

・開発したものを具体的に生産・販売する計画的推進

画的推進

・移動のための自動車・車イスの購入補助並びに貸与

社会環境の点検ならびに条件づくり

・生活環境の点検運動（公共建築物、道路、駅及び福祉活動を点検し、障害者の住み良いまちづくりを推進する）

・公共サービスにたずさわる人々への啓発と

訓練（警察、駅員、行政、銀行、郵便局の窓口、スーパーのレジ係）

・ガイドヘルプ活動の促進

福祉相談の充実強化

・生活相談、就労相談、結婚相談、生活用具に係わる相談、療育相談

進

・障害者のスポーツの促進

・文化祭、福祉まつり、レクリエーションの開催（家族も含めて）

・趣味活動の促進

・点訳本、録音テープ、手でさわる絵本、点字地図、実用書（料理書など）の普及

世帯更生資金の積極的活用

・障害者に対する世帯更生資金の積極的な情報提供と貸付

市民教育・福祉教育ならびにボランティア活動の組織的促進

五、全国・都道府県・指定都市社協の役割

（1）市区町村社協に対する計画的推進の援助・協力

協力

（2）広域段階における行事・事業の実施

（3）広報・調査・研究活動の実施

（4）大会・研究会議・研修会の開催

（5）関係機関・団体との連絡調整

六、全社協において実施予定している事業

（1）福祉機器展の開催

（2）映画の製作

（3）障害児者をテーマとした図書の読書感想文の募集

（4）「障害者の福祉を考えるボランティアのつどい」の開催（昭和五十六年二月）

（5）「障害者問題研究委員会」の設置運営

（6）車イスホテルガイド（改訂版）の刊行

「障害者という言葉は、先天的か否か

にかかわらず、身体的又は精神的能力の不全のために、通常の個人又は社会生活

に必要なことを確保することが、自分自身では完全に又は部分的にできない人の

ことを意味する。（国連「障害者の権利

宣言」より）